カーボンプライシングに関する最近の動向: 欧州の国境炭素税

Issue 175, May 31, 2021

In brief

近年、気候変動問題に対する関心が高まり、温暖化問題への対応が迫られる中、各国政府や企業によるネットゼロ宣言が相次いでいます。こうした政策目標や企業目標を達成するにあたって、カーボンプライシングは重要な手段であり、各国で導入の動きが進んでいます。

カーボンプライシングとは、「炭素排出に価格をつけることにより、排出削減および低炭素技術への投資を促進すること」と定義されています ¹。世界におけるカーボンプライシング導入の動きは、1997年の京都議定書後に進展を見せており、2015年パリ協定以後、各国政府における炭素税・排出権取引の導入または検討がさらに加速している状況にあります。

世界銀行の報告によると、2020年5月時点で導入された各国のカーボンプライシングが世界の排出量の約22%をカバーし、2015年時点の12%から約2倍に拡大しています。パリ協定目標を達成するためにさらなる前進が必要とされるため、カーボンプライシングを導入する国と地域の数が引き続き拡大する見込みです。

こうした中、欧州ではグリーンディールとして、いわゆる国境炭素税である炭素国境調整措置(以下「CBAM」)の法制化の議論が、(1)課税の仕組み、(2)炭素価格の決定方法、および(3)対象セクターの3つをビルディングブロックとして議論が行われています。この議論は、2020年7月から10月に実施されたパブリックコンサルテーションの内容なども踏まえながら進められ、2021年の7月2に欧州委員会(以下「EC」)より法案が公表される予定です。今のところ、CBAMは2023年1月からの施行が予定されており、法案に対して実施される可能性があるパブリックコンサルテーションや、本年11月に英国(グラスゴー)で実施される国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(以下「COP26」)でCBAMに関する具体的が示される可能性もあり、今後の動向に注目していく必要があります。

² COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Business Taxation for the 21st Century



¹ 世界銀行「What is Carbon Pricing?」を参考 https://carbonpricingdashboard.worldbank.org/what-carbon-pricing

In detail

1. 各国でのカーボンプライシング導入の広がり

世界銀行によると、2020年5月時点で、46の国と32の地域がカーボンプライシングを導入(または導入を決定)しています。61の規制のうち、31の排出量取引制度と30の炭素税制度が含まれます。カーボンプライシングの導入は、北欧における炭素税の導入を皮切りとして欧州中心に拡大してきましたが、近年では中南米やアジア・オセアニアなど、欧州域外の地域にも拡大しています。例えば、2019年の国レベルの導入状況を見ると、カナダが炭素税と排出量取引制度の両方を導入し、南アフリカおよびシンガポールが炭素税を開始しています。また、最近では、米国のバイデン政権下における国境炭素税の公約、中国における全国規模の排出権取引制度の運用開始、日本においても国境炭素税の検討が開始されるなど、炭素税制導入に関する動きが加速しています。

2. 欧州におけるカーボンプライシングに関する動向

CBAM の導入の背景

欧州では、2012 年に導入されたグリーンディールにおいて気候変動対策における取組が先行し、EU 域外の取組みと政策的な温度差が生じていたことを背景に、温室効果ガスの排出を伴う経済取引が EU 域外に流出する「カーボンリーケージ」(排出が規制されている地域と、それが自由な地域とがある場合において、排出を伴う経済活動が前者から後者へ移ることで排出規制の効果が減少すること)が懸念されていました。

こうした中、環境規制を比較的受けない EU 域外企業との競争にさらされる EU 域内の産業保護を図ること、また、パリ協定で設定された目標を達成すべく、EC によって CBAM 導入が提案されています。CBAM とは、海外からの輸入品に対して、その生産に際して排出された温室効果ガスの量に応じて金銭的負担を求める制度です。CBAM の導入により、輸入製品価格は炭素価格を反映することとなり、現行の、欧州排出権取引(EU-ETS)における特定セクターへの無償割当制度に代わる、カーボンリーケージへの手当となることが期待されています。

CBAM の法制化のための3つビルディングブロックとパブリックコンサルテーションの概要

CBAM の法制化に向け、EC では、(1) 課税の仕組み、(2) 炭素価格の決定方法、および、(3) 対象セクターを3つのビルディングブロックと位置づけ、議論が進められています。2020 年 7 月から 10 月にかけては、EC の初期的影響検討に対するパブリックコンサルテーションが実施され、欧州内外の企業、業界団体などの609の機関から回答が寄せられています。

(1) 課税の仕組み

CBAM の課税の仕組みに関しては、①関税として課税する方式、②EU 域外の製造者または輸入者に EU-ETS の排出枠の購入を求める方式、③輸入者に ETS 外のプールから排出枠を購入させる方式、④炭素税 (消費税または VAT)として課税する方式の 4 つが議論されています。

これに関して、パブリックコンサルテーションでは、上記①関税として課税する方式が、重要性のあるものとして最もポイントが高くなったものの、上記4つの方式で集計ポイントに大きな差は見受けられない結果となっています。ただし、本年3月10日に欧州議会から出された文書3によると、上記①関税として課税する方式、または、②EU域外の製造者または輸入者にEU-ETSの排出枠の購入を求める方式、のいずれかを欧州議会は支持していると考えられるコメントが出されています。

2

³ P9_TA-PROV(2021)0071 A WTO-compatible EU carbon border adjustment mechanism European Parliament resolution of 10 March 2021 towards a WTO-compatible EU carbon border adjustment mechanism (2020/2043(INI))

(2) 炭素価格の決定方法

CBAM における炭素価格の決定方法については、EU-ETS の対象セクターに対して EU-ETS と類似の仕組みを適用(EU-ETS のベンチマークの適用) することや、EC の気候変動対策との相互作用も踏まえた代替的なアプローチの検討が行われています。このような中、パブリックコンサルテーションの回答では、輸入品の炭素含有量を計算するために適用可能なアプローチに関する意見の一致が見られないものの、比較的、以下の方法を推奨している傾向が見受けられます。

- 直接および間接の排出量の両方を決定要素として含める
- 各国における全体的な製品のバリューチェーンに関連する排出量を決定要素とする
- 輸入者に、輸入品がどのように製造されたかについて、証明可能な方法に基づき、説明能力を求める

なお、一部の回答者からは、輸入品の炭素含有量は、独立第三者による証明が行われるべきであり、自己 証明を認めるべきでないとする見解も提示されています。

(3) 対象セクター

CBAM の対象セクターの絞り込みについては、最もカーボンリーケージのリスクが高いセクターに対して CBAM を適用できるように議論が進められています。パブリックコンサルテーションでは、対象とすべきセク ターとして以下の 5 つのセクターが、609 の回答者から 50 票以上を集めています。そのため、特にこれらの セクターについては、CBAM の対象となる可能性が高いと予想されます。

- 電力発電・送電・分配事業
- セメント、石炭、漆喰の製造業
- 鉄鋼、合金鉄の製造業
- 基礎化学品、肥料、窒素化合物、プラスチック、および合成ゴムの製造業
- 原油採掘業

CBAM に関する今後の展望

CBAM の法案は、EC より 2021 年の 7 月に公表される予定です。また、当該法案についても、パブリックコンサルテーションの対象となる可能性があることから、法案の内容および、パブリックコンサルテーションの結果が注目されます。さらに、本年 11 月に英国(グラスゴー)で開催される COP26 において、CBAM に関して協議される可能性もあり、合わせて動向を見守ることが望まれます。なお、CBAM が法制化された場合、今のところ 2023 年 1 月に施行されることが予定されています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

代表パートナー 高島 淳 パートナー 高野 公人

パートナー 白土 晴久

マネージャー 藤田 諒

Japan Tax Update

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約720人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は <u>www.pwc.com</u> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.